

2026（令和8）年度 酒田市産業振興支援のご案内

1. 投資に対する支援（事前にご相談ください）

①用地取得助成金

工場や事業所の立地のために工業団地等の用地を取得した場合、用地取得費用の最大30%を助成します。

◆対象／①工業団地等に工場や事業所を新設、拡充、移設した製造業、情報サービス業、卸売業（一部）、新エネルギー産業等の企業で、②一定の賃金水準以上の新規雇用者の増加を伴う場合

◆内容／用地取得費の20%または30%（上限額2億円）

◆申請／操業を開始した日の属する年の翌年の4月30日まで

【窓口】商工港湾課 企業立地係（電話：0234-26-5361、E-Mail：kigyo@city.sakata.lg.jp）

②設備投資促進助成金

工場等を新設、拡充、移設又は設備の更新をした場合に助成金を交付します。

◆対象業種／製造業、情報サービス業、卸売業（一部）、新エネルギー産業等

◆投資額要件／投下固定資産総額2,000万円超

◆対象資産／固定資産：前年の1月1日から12月31日までに取得した機械及び装置、建物及びその附属設備（生産設備部分）、土地

◆助成額／対象投下固定資産に係る最初の年度の固定資産税の課税標準額の額に、

①新設3%、②移設3%、③拡充1.8%を乗じて得た額

◆助成上限額／1億円 ◆申請／令和8年7月末日まで

【窓口】商工港湾課 企業立地係（電話：0234-26-5361、E-Mail：kigyo@city.sakata.lg.jp）

③先端設備等に係る固定資産税の特例措置（軽減）

中小企業者が、労働生産性を一定程度向上させるため先端設備等を導入する計画を策定し、本市の認定を受けた場合、固定資産税の特例措置（軽減）を受けることができます。

◆対象／先端設備等導入計画の認定を受けた市内の中小企業者等（全業種）

◆設備の要件／賃上げ表明したことを位置づけた先端設備等導入計画に従い取得する設備であり、かつ投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備

◆特例措置／1. 5%以上の賃上げ表明されたもの：3年間、課税標準を1/2に軽減

3. 0%以上の賃上げ表明されたもの：5年間、課税標準を1/4に軽減

【窓口】商工港湾課 企業立地係（電話：0234-26-5361、E-Mail：kigyo@city.sakata.lg.jp）



④地域未来投資促進法に基づく固定資産税課税免除

地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた設備投資に対して固定資産税の課税を免除します。

◆対象／山形県と国から承認された「地域経済牽引事業計画」に係る投資設備

※山形県の地域経済牽引事業計画については「ものづくり分野」、「観光分野」、「農林水産分野」の3つの区分があります。

【地域経済牽引事業計画に関するお問合せ先（山形県）】

- ・ものづくり分野：産業労働部産業技術イノベーション課（電話：023-630-2749）
- ・観光分野：観光文化スポーツ部観光交流拡大課（電話：023-630-3821）
- ・農林水産分野：農林水産部農政企画課（電話：023-630-2415）

◆取得価額要件／合計1億円超（農林漁業関連は5千万円超）

◆課税免除適用対象／取得固定資産（土地・建物・構築物）にかかる固定資産税額

◆免除率／100% ◆免除期間／3年間

◆その他／税額控除や特別償却による設備投資初年度の法人税等の負担軽減（国）、不動産取得税の免除（山形県）などの措置もあります

【窓口】商工港湾課 企業立地係（電話：0234-26-5361、E-Mail：kigyo@city.sakata.lg.jp）

⑤過疎法に基づく固定資産税課税免除

過疎地域（旧八幡町、旧松山町、旧平田町の区域）において工場等を新設、拡充した企業に対して固定資産税の課税を免除します。

◆対象業種／①製造業、②旅館業、③情報サービス業等、④農林水産物等販売業

◆取得価額要件／投下固定資産総額500万円超（その他資本金に応じた価額要件あり）

◆課税免除適用対象／取得固定資産（事業用建物、機械装置等、土地）にかかる固定資産税額

◆免除率／100% ◆免除期間／3年間

【窓口】税務課 償却資産係（電話：0234-26-5717、E-Mail：zeimu@city.sakata.lg.jp）



2. 操業に対する支援（事前にご相談ください）

⑥開業支援補助金

新たに創業する方の創業融資（開業時に必要となる設備資金及び運転資金を金融機関等が融資するもの）の完済までに係る利子相当額を補助します。

- ◆対象／令和9年3月31日まで開業することができる方
- ◆対象経費／創業融資の完済までに係る利子相当額
- ◆限度額／30万円（条件を満たす場合50万円までの拡充措置あり）
- ◆申請／令和9年2月末まで（融資実行1カ月前までに相談）

【窓口】産業振興まちづくりセンター「サンロク」
（電話：0234-26-6066、E-Mail：36webmaster@sanroku.jp）

⑦販路拡大・交流支援補助金

中小企業（本社または支店、工場等を酒田市内に置く）等の、国内外の見本市・商談会・物産展（オンライン開催を含む）への出展に要する経費を補助します。

- ◆対象／本社または支店、工場等を酒田市内に置く中小企業
- ◆対象経費／商談会等の出展経費
- ◆補助率／2分の1（小規模事業者は3分の2） ◆限度額／原則30万円
- ◆申請／令和9年3月末（事前相談必要）

【窓口】産業振興まちづくりセンター「サンロク」
（電話：0234-26-6066、E-Mail：36webmaster@sanroku.jp）

⑧新ビジネス・商品開発・実証プロジェクト応援補助金

市内で事業を営む製造業、サービス業、農林水産事業者等が実施する、新商品・新サービスの開発、ビジネスモデル調査・実証などの経済波及効果が高く、市内事業者の新産業創出の取組みを加速・促進するプロジェクトに要する経費を補助します。

- ◆対象／市内で事業（農林水産業を含む）を営む法人、個人事業主又は任意団体であり、酒田市産業振興まちづくりセンター（サンロク）の支援を受けた事業者
- ◆対象経費／謝金、旅費、工事費、機械装置費、備品費、原材料費、広告宣伝費等
- ◆補助率／2分の1（小規模事業者は3分の2）
- ◆限度額／50万円 ◆申請／令和9年2月末まで（事前申請）

【窓口】産業振興まちづくりセンター「サンロク」
（電話：0234-26-6066、E-Mail：36webmaster@sanroku.jp）

⑨DX化推進補助金

ITツール、AI等のデジタル技術を活用して製品やビジネスモデル等をDX（デジタル変革）化することにより、生産性の改善を図る事業に対して補助します。

- ◆対象／市内中小企業等 ◆対象経費／機器・ソフトウェア購入費、委託外注費等
- ◆補助率／2分の1（小規模事業者は3分の2）

【窓口】産業振興まちづくりセンター「サンロク」
（電話：0234-26-6066、E-Mail：36webmaster@sanroku.jp）



⑩ 事業承継促進補助金

市内の中小事業者が第3者承継の方法により事業承継を行う際に要する専門家への委託料・報償費等の一部を補助します。

- ◆対象／市内中小事業者 ◆対象経費／専門家への委託料、報償費、旅費等
- ◆限度額／事業承継をする1事業者当たり経費の1/2 上限30万円
- ◆要件／支援機関からの支援を受けて行う事業承継であること、事業承継後1年以上も従業員の雇用が維持される見込みがあること。
- ◆申請／令和9年2月末日まで

【窓口】産業振興まちづくりセンター「サンロク」

(電話：0234-26-6066、E-Mail：36webmaster@sanroku.jp)

⑪ 酒田港コンテナ利用推進事業費補助金

酒田港のコンテナ航路の利用に対してコンテナ輸送に係る経費の一部を助成します。

名称	概要	対象者	助成単価	上限額
陸送費助成	酒田港から発着地までの陸送距離に応じた助成	年間5TEU以上利用した荷主	酒田港⇄発着地(片道) 50km未満:2,000円/TEU 50~100km未満:5,000円/TEU 100~150km未満:10,000円/TEU 150km~:15,000円/TEU	500万円
新規(再)利用促進助成	新規利用荷主への助成	過去2か年度に酒田港未利用の荷主 ※年間5TEU以上の利用	30,000円/TEU	200万円
利用拡大促進助成	継続利用荷主の利用拡大に対する助成	過去2か年度の最大貨物量を上回る荷主 ※年間5TEU以上の利用	10,000円/TEU	500万円
内航航路利用促進助成	国内航路利用荷主に対する助成	内航定期航路(輸出入以外)を利用した荷主	①発着港⇄発着地(片道) 100km未満:7,500円 100~150km未満:10,000円/TEU 150km~:15,000円/TEU ②助成対象経費の1/2	①100万円 ②20万円
コンテナ転換支援助成	バルク船からコンテナ船への転換に対する助成	以下を満たす荷主 ①バルクの貨物品をコンテナ貨物で輸送 ②貨物重量が150t以上の輸送(20ft9個以上/回又は40ft8個以上/回)	20,000円/TEU	500万円
小口混載貨物助成	小口混載貨物輸出サービスの利用に対する助成	酒田港の小口混載貨物輸出サービスを利用した荷主	5,000円/m ³ 又はt	20万円

【窓口】商工港湾課 港湾・エネルギー振興係

(電話：0234-26-5758、E-Mail：kowan@city.sakata.lg.jp)

3. 職場環境や従業員に対する支援

⑫働きやすい職場づくり認定取得等奨励金

女子活躍推進法や次世代育成支援対策法に基づく各種認定取得等に対して奨励金を交付します。

(1) 一般事業主行動計画策定及び厚生労働大臣への届出

- ◆対象／市内に本社を有し、常時雇用する労働者の数が100人以下の一般事業主が女子活躍推進法や次世代育成支援対策法に基づき、新たに一般事業主行動計画を定め、厚生労働大臣に届け出、かつ、基準に適合する一般事業主の認定への申請を行う意思を有する事業者

※事業所設立後に初めて行動計画を策定する事業主が対象

- ◆奨励金額／10万円

- ◆申請受付／令和9年3月末まで

(2) えるぼし認定の取得

- ◆対象／女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出等を行った事業者のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たして厚生労働大臣の認定（えるぼし認定）を受けた事業者 ※辞退後の再取得は対象外

- ◆奨励金額／30万円

- ◆申請受付／令和9年3月末まで



(3) くるみん認定、ユースエール認定の取得

- ◆対象／次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した事業者のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たして「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けたもの

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良優良である等の一定の要件を満たして厚生労働大臣の認定（ユースエール認定）を受けたもの

- ◆奨励金額／20万円

- ◆申請受付／令和9年3月末まで



上記の奨励金その他、各種認定取得に向けた計画策定の助言等も支援します。

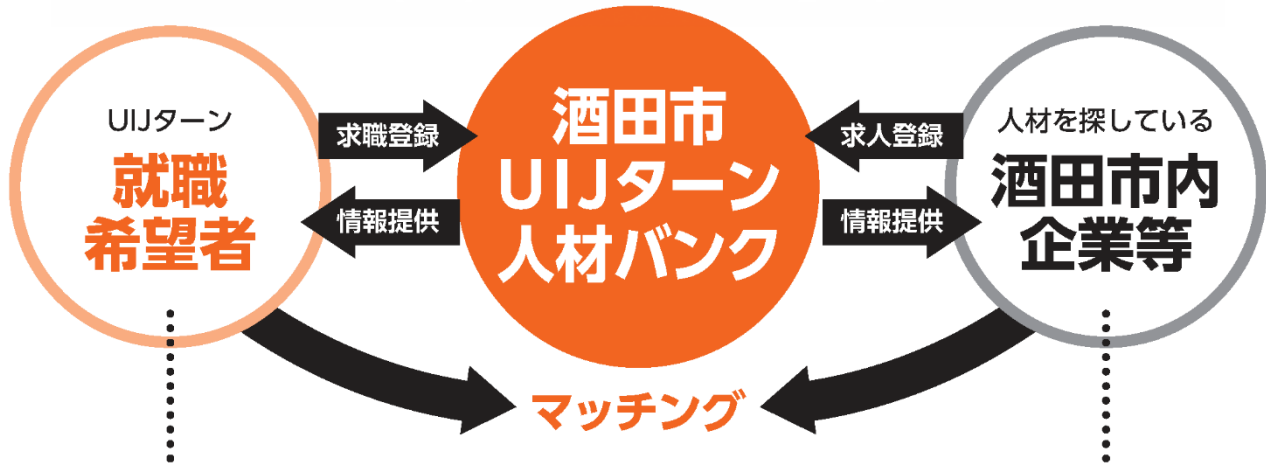
【窓口】商工港湾課 人材活躍推進係（電話：0234-26-5757、E-Mail：koyo@city.sakata.lg.jp）

⑬酒田市UIJターン人材バンク

UIJターン就職希望者とのマッチングによる人材獲得を支援します。

酒田市では頼れるコーディネーターがUIJターン就職を支援します

まずはお気軽にご相談ください



求人情報メールを配信希望の方

情報収集を支援します

- ハローワーク求人オンライン提供により、酒田市内の求人情報を月2回メールで配信します。
- 酒田市からのUIJターンに関する情報や就職に関するイベント情報を随時配信します。

酒田市UIJターン人材バンクの「求人情報メール配信登録」より登録フォームへ進み必要事項を入力して送信してください。(登録フォームから送信できない場合はメールを直接担当課へお送りください。)

かんたん登録 /

酒田市UIJ

検索



求職登録をする方

UIJターン就職を支援します

- 職歴がある方については「酒田市UIJターン人材バンク」へ求職情報を公開します。(氏名などの個人情報は公開しません)
- UIJターンコーディネーターがあなたが希望する仕事に近い求人をお知らせします。
- UIJターンコーディネーターが企業見学から応募まで企業側との調整を行います。

酒田市UIJターン人材バンクの「求職者登録」より「求職票(酒田市UIJターン人材バンク求職申込書)」をダウンロードし必要事項を入力の上、メールもしくは郵送にて送付してください。

かんたん登録 /

酒田市UIJ

検索

後日、簡単な聞き取りを行い登録完了となります。大学生、短大生等の方は「メール配信登録」をしてください。

求人登録をする企業の方

人材獲得を支援します

- 「酒田市UIJターン人材バンク」へ求人情報を公開します。
- 求職登録されている求職者の中から、条件にあった人材をリクエスト※することができます。

※リクエストとは…求人企業がUIJターンコーディネーターを通じて「我が社で働きませんか?」と求職者へ問い合わせること

- メールで求職者情報をお届けします。
- 就職イベントへの出展案内をお届けします。
- UIJターンコーディネーターが企業見学から応募まで求職者との調整を行います。

酒田市UIJターン人材バンクの「求人登録」より「求人申込書(求人票)」をダウンロードし必要事項を入力の上、メールもしくは郵送にて送付してください。

かんたん登録 /

酒田市UIJ

検索



書類選考・面接

選考により採用決定



【窓口】地域みらい創生課 移住定住ふるさと係(電話:0234-26-5768、E-Mail:iju@city.sakata.lg.jp)

⑭酒田市・山形県移住支援制度一覧

市外・県外の人材確保の一助としても活用できる各種支援策です。

No.	実施主体	名称	概要	対象者
1	市	移住お試し住宅	最大7泊8日まで利用可能、利用料無料	移住を検討している人（庄内地域在住の場合利用不可）
2	市	移住体験プログラム	オーダーメイドで保育園見学や習い事教室の見学、公園巡りや医療機関の紹介など実施。	小学生以下の子どもと一緒にお試し住宅を利用する人
3	市	移住定住者住宅支援費補助金	酒田市内の中古物件（空き家含む）を購入・改修した移住者に対して、最大45万円を補助。世帯構成等の条件により上限引き上げあり。	過去3年以内に本市に転入し、中古住宅・空き家の購入・改修を行う人（転入前5年間庄内地域に住民登録している場合は受給不可）
4	市	UIJ ターン人材バンク	移住希望者に対し、酒田地区の求人情報や就職イベントの情報をメールで配信。求職者の職歴に応じた求人開拓や企業訪問の調整も行う。	移住を検討している人
5	市	新やまがた就職促進奨学金返還支援事業	奨学金返還支援	【学生向け】県内の中学校又は高校等を卒業し、大学等に在学している人もしくは、県内の大学等に在学している人 【社会人向け】①県内の中学校又は高校等を卒業し、大学等を卒業した人②県内の大学を卒業した人 ①もしくは②に加え、申請時点で県外在住の人
6	市	移住支援金	東京圏から山形県内の中小企業等に就職、テレワーク又は関係人口として移住した世帯に対して、最大100万円+αを支給。	移住前に東京圏に5年以上在住又は勤務しており、就職等移住先の条件を満たす人
7	県	食の支援（米・味噌・醤油1年分）	米（つや姫）・味噌・醤油を提供。 （2人以上世帯：米20kg、味噌1kg、醤油1ℓ、県産食品詰め合わせ 単身：米10kg、味噌1kg、醤油1ℓ、県産食品詰め合わせ）	やまがた暮らし移住登録への事前登録した人
8	県	家賃補助	移住者が民間賃貸住宅に入居した場合、家賃の一部（上限1万円/月）を最大24か月補助。	転入前に公的相談窓口等を利用して移住した人（転勤・進学は不可）
9	県	若者・子育て世帯への支援	若者・子育て世帯へ20万円の支援金を支給。最大40万円	若者（40歳未満）、子育て世帯（15歳未満の子帯同）
10	県	やまがた暮らし応援カード	協賛店で提示すると各種割引やサービスを受けられるカード（有効期限あり）	移住を検討している人、移住者
11	県	山形県UIターン就職活動交通費助成事業	山形県内で実施される民間企業の採用面接またはインターンシップ、山形県主催の合同企業説明会等に参加するための交通費の一部を助成。 上限額20,000円/回（1人3回まで）	・現在、山形県外に居住している。 ・やまがた暮らし・しごとサポートセンターに利用者登録を行っている。 ・山形県内で民間企業が実施する採用面接またはインターンシップ（5日間以上）、山形県が主催する合同企業説明会等に参加している。
12	市	山形県地方就職学生支援事業（地方就職支援金）	・就職活動に要した交通費の1/2（最大11,900円）、移住する際にかかる移転費（最大81,500円）を支給。 ・交通費のみ、移転費のみ、交通費・移転費同時の申請が可能。	都内に本部がある大学の東京県内のキャンパスに通う大学生（原則4年以上在学）で卒業後に山形県内へ就職・移住する人
13	県	こばえちや割キャッシュバックキャンペーン	大人1名につき、往復利用1万円、片道利用5,000円を助成	庄内空港発着便を利用して移住・就活・婚活で庄内に来る人

【窓口】地域みらい創生課 移住定住ふるさと係（電話：0234-26-5768、E-Mail：iju@city.sakata.lg.jp）